

令和2年11月30日

世田谷区長

保坂 展人 様

世田谷区公契約適正化委員会

会長 中川 義英

令和3年度労働報酬下限額について、世田谷区公契約条例第7条による労働報酬専門部会で審議した部会の意見を別添「2021(令和3)年度労働報酬下限額に関する意見書」のとおり提出いたします。

令和2年11月30日

世田谷区長 あて

世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会
部会長 永山 利和

2021(令和3)年度労働報酬下限額に関する意見書

世田谷区公契約条例適用案件にかかる、2021(令和3)年度の労働報酬下限額について以下のとおり見解をまとめたので、報告する。

1. 2021(令和3)年度の労働報酬下限額(時給)

(1) 工事請負契約に従事する者で国土交通省が公表する「公共工事設計労務単価」における51職種

2021(令和3)年度東京都の「公共工事設計労務単価」各職の85%以上とする。

ただし、見習・手元等の未熟練労働者、年金等受給者による賃金調整労働者は、2021年度東京都の「公共工事設計労務単価」における軽作業員の70%以上とする。

(2) 工事請負契約以外の契約に従事する者で(1)以外の職種

1,130円とする(現行の労働報酬下限額を維持)。

(3) 労働報酬下限額設定の考え方

[1] 工事請負契約における労働報酬下限額について

2020年年初から新型コロナウイルス感染症が広がり、経済社会活動に多くの混乱が生じた。これらの対応により、財政および政策が変更や再編を迫られた。2021(令和3)年度の労働報酬下限額の設定に関しては、昨年度までは、国及び東京都の最低賃金の目安額、「公共工事設計労務単価」の上げが続いてきた。だが、新型コロナウイルス感染症対応による経済社会活動の抑制政策等により、経済活動規模が、リーマン・ショック時以上の落ち込みとなった。これを受け、労働報酬下限額設定に関する関連指標も影響を受け、通常でない状況に至った。主な指標の動向は以下のようなものである。

国及び東京都における最低賃金の目安額はともに据置かれた、国及び東京都の給

与勧告の時期が例年より遅れ、本報告書の検討時点で月例給について、国は据置き、東京都は未公表である、2021(令和3)年度の予算編成作業行程は策定途上にあるものの、本報告は予算策定作業行程に対して、労働報酬下限額の提示時期(12月)前に報告する必要がある。東京都の「公共工事設計労務単価」も公表前である。以上の諸点を考慮して労働報酬下限額の算出における現行の率を据置く報告とした。

なお、東京都の「公共工事設計労務単価」において示されない職種がある場合には、国が直近に示した当該職種の労務単価に東京都の労務単価全体の平均上昇率を乗じて得た数値を基に、区の労働報酬下限額を設定することが妥当と考える。

[2]業務委託等における労働報酬下限額について

昨年度、業務委託における労働報酬下限額を、以下のように報告し実施された。すなわち、2020(令和2)年度より、区職員の高卒初任給(月額、ただし一時金を除く金額)を基礎とした時間単価とする、その際、各年の休日日数の変動等による年間労働時間の変更をせずに、固定算式とする、これらを踏まえて、2020(令和2)年が労働報酬下限額を高卒初任給の時間換算相当額である1,130円に設定した初年度となる。

このように設定された労働報酬下限額について、上記[1]で指摘したように、新型コロナウイルス感染症拡大とそれに起因する社会経済活動の混乱と政策および予算執行等の異常時対応となることや、月例給にかかる特別区人事委員会の給与勧告が未公表であることから、2021(令和3)年度の労働報酬下限額は前年度水準を維持することとする。

2. 労働報酬下限額以外での公契約条例の実施改善に関する意見

(1)工事請負契約における改善

2010年代から建設業では基本的改革が推進された。まず、「公共工事設計労務単価」はそれまでの積算参考資料が機能変更され、公共工事現場における労働者(一人親方を含む)の賃金の引上げ推進の指標とされて、年々継続的に引上げられてきた。社会保険加入が促進され、これらを賄える労務費水準(金額)が別枠表示された。二次にわたる「担い手3法」改革によって、適正利潤を確保する予定価格の設定、ダンピング規制強化、「働き方改革」として週休2日制、時間外労働の上限規制、適正工期の設定、下請事業者・労働者の経営・労働条件の改善を図る下請取引公正化政策等が図られてきた。

これら国の建設業改革に加え、世田谷区は公契約条例制定後、6年が経過し、公共工事に従事する労働者の賃金・労働条件の改善、下請事業者との取引改善を目指して、発注者と受注者双方で発注業務から入札・契約並びに工事施工および完工まで、一連の過程に対する制度改善に努めてきた。

その中で、なお改善すべき課題として、公契約条例の趣旨の啓発、契約履行過程において条例規制事項の実効性を高めること、これらが受注者及び発注者双方の責務であることが確認されてきた。

この責務を発注者、受注者双方が十分に理解し、公契約条例の適切な履行に必要なこととして、下請企業の経営改善、下請企業労働者の賃金水準を条例が目指す水準に到達しているか否かを点検できる体制整備を図ること、労働時間等の基本事項の記録保全および労働時間管理に基づく賃金支払い、作業遂行記録等に要する事務的費用の加算、等が図られるべきであろう。

これら政策推進に資するよう、契約時に提出する区の労働条件確認帳票(チェックシート)を前述の趣旨に副う形式に改める、入札・契約や契約実施時に提出する「施工体制台帳」により、関係下請事業者や労働者の実情把握を行い、労働時間の適正管理等の改善目標を周知する、これらの改善を点検、照合等ができる形式を整える、これらの改善が必要である。

加えて、発注者と受注者双方の責務が適切に果たされるよう、適正な施工工期の設定及び遵守、下請労働者にも労働報酬下限額以上の支払いを実施、社会保険適用、適正な労働時間管理と運用改善を図る「働き方改革」の推進、等に努めなければならない。

(2)業務委託事業の条例適用業務における改善

区が発注する業務委託の分野は、(イ)福祉・医療、(ロ)保育・教育、(ハ)建築物保全業務、(ニ)IT・システム管理、(ホ)その他、多岐に及び業種からなっている。広範囲な業務を有するうえに、その内容や実施過程にはそれぞれ特性がある。そのために委託契約に際して規定された経費、方法、職能資格による業務遂行が求められる。

しかし委託業務の実行形態は多様である。すなわち、資格が限定された職務・業務であっても、有資格労働者は定型的、標準的有資格職務遂行のみではなく、有資格者が資格要件を有する以外の課業が混合した職務ないし業務を遂行することが少なくない。すなわち、有資格の課業・職務と無資格で可能な課業・職務の双方を複合したまとまりを職務ないし業務として遂行するケースが多い。この意味で多岐かつ多様で錯綜する課業から構成された職務・業務が、業務委託分野における契約業務には多くある。その内容と実施・処理様式は案件によって統一的に編成されず、従って統一的処理様式を取りにくい。

そのために業務委託では、予定価格の設定、積算方式、定型的契約約款、入札における標準的内訳書の設定などには、工事契約に比して難しさが残ると考えられる。

また、区の業務委託における入札制度に、最低制限価格制度、低入札価格調査制度などを同一に運用するには難しい条件がある。とはいえ、業務分野ごとに委託案件を区分・整理し、分野ごとに把握した業務特性とそれに対応した標準的業務遂行事項の設定は不可能ではないだろう。発注者と受注者双方が納得できる予定価格や入札価格を一定様

式の下で積算できる算定基本項目を設け、それらにより公正な入札、透明性の高い落札価格の実現は不可能ではないと思われる。

行政の業務委託事業は多岐にわたるが、類型化できる業務内容ごとに、業務内容に即した費用見積は可能であろう。すなわち、業務委託において比重が大きい人件費については、職業資格等を有する必要人員として、有資格者および補助要員ごとの投入労働時間、機材・資材等の性能や機能を定め、その項目・事項ごとの入札価格を構成する。それらの事項をもとに適正価格の評価ないし判定を可能にする。こうした基準(ないし標準)様式等を設定し、最低制限価格制度、低入札価格調査制度を実施することは不可能ではないと思われる。この逆の事例が、新型コロナウイルス感染症対策の一環で行われた「持続化給付金」業務の入札および契約の実施であり、その実態にみる委託業務遂行の不透明さは許容できない事例である。

3 職種別労働報酬下限額設定の考え方

業務委託領域では、2(2)で述べたとおり福祉・医療、保育・教育、建築保全業務、IT・システム管理等の分野があり、この分野ごとに入札制度改善を進める課題がある。予定価格や入札価格の積算で、価格中心の入札競争から、業務内容に創意・工夫を反映して、公正かつ適正な業務を遂行できる費用構成内訳を標準化等で対応する。つまり、価格中心になりがちな競争から、業務・サービス内容の特性を強め、また品質や能率の向上を図るために入札段階で業務の質的相違が判定できる入札情報機能を持たせ、併せて落札過程を透明化する。それとともに、上記の改善で業務内容の質的向上、適正なサービスを担う高い質の労働者を確保するなどの戦略的入札方式に対応できるような効果を期待する。これらに必要な職種、職業資格、技能を有する労働者の確保に向けて業務分野別・職種(職能資格)別に労働報酬下限額を設定することが有効と考えられる。こうした職種に職種別労働報酬下限額を設定する。

ただし、業務委託には委託先事業者の労働力構成、労働者編成や業務遂行組織に多様な組合せが考えられることから、一律に改善できないことも想定されるので、各業務の実態を十分に把握した上で、業務特性に応じた分野を設定し、その分野ごとに業務内容、改善戦略を検討しなければならない。

なお、会計年度任用職員制度が導入されたこともあり、賃金水準の改善も考慮して選定する必要がある。

また、今回の諮問事項には含まれていないが、区発注の建設工事に関して、設定されているのは、建設業の「公共工事設計労務単価」の各職に応じた職種別労働報酬下限額であり、それ以外は見習い・手元及び年金等受給者だけである。今後、建設業の担い手の確保、建設業の地域社会における地域の環境保全、安全確保、災害支援等に欠かせない重機等の機械・機器運転者等の技術者や有能な技能労働者の確保、住生活環境の維持等に必要な基幹的技術など、を考慮した労働報酬下限額の議論も必要になってくるとと思われる。